

章配列の決定不可能性

—カフカ『審判／訴訟』の編集・翻訳プロジェクト—

Zur Unbestimmtheit der Kapitelordnung:

„Der Prozess“ von Franz Kafka als ein Editions- und Übersetzungsprojekt

森林 駿介*

Shunsuke MORIBAYASHI

『審判／訴訟』の編集において、章配列の問題は無視することができない。問題の所在を明らかにするために、本論では、1950年代から断続的に行われてきた、『審判／訴訟』の章配列をめぐる議論を取り上げる。これまで様々な論者が、ブロータ版カフカ全集の章配列を批判し、それに代わる新しい章の並びを提案してきた。しかし、現在一般に普及し、翻訳の底本としても採用されている批判版カフカ全集では、こうした議論が顧みられないまま、ブロータ版のものがほとんどそのまま踏襲されている。こうした状況を鑑みて、本論では、ブロータ版から批判版刊行に至るまでの一連の議論を振り返りながら、章の並びがどのような観点から構想されてきたのか、を確認する。そして、それらの試みが抱えている限界を示すことで、その躓きの石となっている作品の特徴をあぶり出していく。こうした分析を通じて、本論では、『審判／訴訟』という作品において章配列を決定することがいかに不可能なのか、を明らかにすることを目指す。

キーワード：カフカ、『審判／訴訟』、章配列、編集

はじめに

『審判／訴訟』を新たに翻訳するためには、そのための底本を新たに編集する必要がある。以前に発表した論考では、現行のカフカ全集とそれに基づく邦訳の問題点を指摘しながら、今後取り組むべき編集の課題を提示した¹。一般読者向けに普及したブロータ版全集（Franz Kafka: Gesammelte Werke）、そして研究者向けに出版された二つの学術版全集——批判版（Kritische Kafka-Ausgabe）と写真版全集（Franz Kafka-Ausgabe）——に対して、私たちのプロジェクトでは、学術版によって得られた知見を再び一般読者へと還元するようなテキストを新たに編集することを目指している²。そこで私たちが編集しようとしているのは、端的に言えば、『審判／訴訟』というテキストが生成していく過程そのものを楽しめるようなテキストである。そのためには、従来の「作品」や「章」という枠組みを崩すような、よりラディカルな編集が必要だろう。具体

* もりばやし・しゅんすけ、埼玉大学教養学部非常勤講師、ドイツ文学

¹ 明星聖子、森林駿介、富塚祐「翻訳可能なテキスト」の編集をめぐる諸問題—カフカ『審判／訴訟』の新翻訳プロジェクト—、『埼玉大学紀要 教養学部』、第55巻（第1号）、2019年、143-155頁。

² 以下編集方針の詳細については、本号所収の明星聖子「第3世代」としての編集」を参照。

的な編集方針としては、次のようなものとなる。伝承された『審判／訴訟』の草稿を、執筆の途中で消去された無数のヴァリエントだけでなく、これまで「作品」の外部として読まれてきた日記の記述なども含めて、カフカの執筆過程の順番に並べていく。つまり、ここでは、カフカのテキストを完成された「作品」として読むのではなく、創作のプロセスそのものとして読み解けるような編集が目指されている。

もともと、こうした編集は、『審判／訴訟』の「作品」としての読みを完全に否定するものではない。私たちが行おうとしているのは、研究者と一般読者の橋渡しとなるようなテキストの編集である。つまり、学問的な基礎づけのもとに、『審判／訴訟』のより良い理解に寄与するようなテキストを一般読者に提供することがその大きな目的である。そのためには、一方でテキストの生成過程を提示しつつ、他方で、そこから従来親しまれてきたような「作品」としての『審判／訴訟』へと再び立ち返ることができるような工夫が必要である。言い換えれば、執筆順とは別に、「作品」としての読みの順番を示すような何らかの指標がなくてはならない。

だが、『審判／訴訟』において厄介なのは、「作品」としてどのような順番で読むべきか、という問題に対してははっきりとした答えがないことだ。確かに一般には、批判版によって10章立てで提示された章配列が、『審判／訴訟』という作品のおおよその完成形として受け入れられている。例えば、近年刊行された『審判／訴訟』の邦訳をみても、批判版の章の並びが信頼に値するものとして認められていることが確認できる³。

しかし、後に詳しく述べるように、批判版の章配列は多くの問題を抱えている。そもそも『審判／訴訟』の章配列をめぐるのは、プロート版全集の刊行以来、様々な議論が展開し、複数の論者によって、プロート版にかわる新たな章の並びが提案されてきた。次の表1に、それぞれの論者による配列案を、プロート版と批判版の章配列と合わせて、刊行年順にまとめた⁴。だが、こうした多様な議論があったにもかかわらず、批判版の『審判／訴訟』では、はっきりとした根拠もないままにプロート版の章配列がほとんどそのまま踏襲されている。つまり、批判版をもってしても、『審判／訴訟』という作品がどのような章の並びで構成されるのか、という問題に対する十分な回答が与えられたとは言い難い。どのような順番で『審判／訴訟』を読むべきか、という問いに答えるのは実はそう簡単なことではないのだ。

以上を踏まえ、本稿では、この問題を考える一つの手がかりとして『審判／訴訟』の章配列をめぐる一連の議論を紹介する。それぞれの論者が、どのような前提のもとに、そしてどのような観点から、『審判／訴訟』の新たな章の並びを試みていたのかを検討することで、『審判／訴訟』

³ 近年の邦訳の例として以下参照。カフカ、フランツ『訴訟』丘沢静也訳、光文社、2009年；カフカ、フランツ『訴訟』川島隆訳、『ポケットマスターピース01 カフカ』、集英社、2015年、309-607頁。これらの邦訳については、以下で詳しく論じている。明星、森林、冨塚、「翻訳可能なテキスト」の編集をめぐる諸問題、前掲論文、144-146、151-152頁参照。

⁴ 表1を作成するにあたって、プロート版と批判版は以下のものを参照した。Kafka, Franz: „Der Prozess“. Hrsg. von Max Brod. New York/ Frankfurt a.M. 1946; Kafka, Franz: „Der Proceß“. Bd. I: Text. Hrsg. von Malcolm Pasley. New York/ Frankfurt a.M. 1990. また、個々の論者の章配列案については、以下の文献を参照した。Uyttersprot, Herman: Zur Struktur von Kafkas „Der Prozess“. Versuch einer Neuordnung. In: „Revue des Langues Vivantes“ Nr. 5. 1953, S. 333-376; Binder, Hartmut: „Kafka-Kommentar zu den Romanen, Rezensionen, Aphorismen und zum Brief an den Vater“. München 1976, S. 160-194; Elema, Hans: Zur Struktur von Kafkas „Prozess“. In: „Sprachkunst“ 8, 1977, S. 301-322; Eschweiler, Christian: Zur Kapitelfolge in Franz Kafkas Roman-Fragment „Der Proceß“. In: „Wirkendes Wort“ 2/89, 1989, S. 239-251.

を「作品」として読むための順番について、どのような可能性がありうるのかを探っていく⁵。

表1 プロート版と批判版の章配列および個々の論者による章配列案（刊行年順）
出所：本文注4に示した文献を基に筆者作成

Brod (1946)	Uyttersprot (1953)	Binder (1976)
I. Verhaftung/ Gespräch mit Frau Grubach/ Dann Fräulein Bürstner II. Erste Untersuchung III. Im leeren Sitzungssaal/ Der Student/ Die Kanzleien IV. Die Freundin des Fräulein Bürstner V. Der Prügler VI. Der Onkel/ Leni VII. Advokat/ Fabrikant/Maler VIII. Kaufmann Block/ Kündigung des Advokaten IX. Im Dom X. Ende Anhang: Zu Elsa Fahrt zur Mutter Staatsanwalt Das Haus Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter Ein Fragment	Staatsanwalt 1. Verhaftung/ Gespräch mit Frau Grubach/ Dann Fräulein Bürstner 2. Die Freundin des Fräulein Bürstner 3. Erste Untersuchung 4. Im leeren Sitzungssaal/ Der Student/ Die Kanzleien Zu Elsa 5. Der Prügler 6. Der Onkel/ Leni Ein Fragment 7. Im Dom 8. Advokat/ Fabrikant/Maler 9. Kaufmann Block/ Kündigung des Advokaten Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter Das Haus 10. Fahrt zur Mutter Ende	1. Verhaftung/ Gespräch mit Frau Grubach 2. Fräulein Bürstner 3. Erste Untersuchung 4. Der Prügler 5. Im leeren Sitzungssaal/ Der Student/ Die Kanzleien 6. Die Freundin des Fräulein Bürstner 7. Der Onkel/ Leni Ein Fragment 8. Zu Elsa 9. Advokat/ Fabrikant 10. Titorelli 11. Staatsanwalt 12. Kaufmann Block/ Kündigung des Advokaten 13. Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter 14. Das Haus 15. Im Dom 16. Fahrt zur Mutter (Ein Traum) 17. Ende
Elema (1977)	Eschweiler (1989)	Kritische Ausgabe (1990)
1. Verhaftung/ Gespräch mit Frau Grubach/ Dann Fräulein Bürstner 2. Die Freundin des Fräulein Bürstner 3. Erste Untersuchung 4. Im leeren Sitzungssaal/ Der Student/ Die Kanzleien 5. Der Prügler 6. Zu Elsa 7. Staatsanwalt 8. Der Onkel/ Leni Ein Fragment 9. Advokat/ Fabrikant/Maler 10. Im Dom 11. Kaufmann Block/ Kündigung des Advokaten 12. Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter 13. Das Haus 14. Fahrt zur Mutter 15. Ende	1. Verhaftung 2. Staatsanwalt 3. Gespräch mit Frau Grubach/ Fräulein Bürstner 4. Die Freundin des Fräulein Bürstner 5. Erste Untersuchung 6. Der Prügler 7. Im leeren Sitzungssaal/ Der Student/ Die Kanzleien 8. Zu Elsa 9. Der Onkel/ Leni 10. Ein Fragment 11. Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter 12. Im Dom 13. Advokat/ Fabrikant 14. Maler (Titorelli) 15. Kaufmann Block/ Kündigung des Advokaten 16. Das Haus 17. Fahrt zur Mutter 18. (Ein Traum) 19. Ende	1. Verhaftung 2. Gespräch mit Frau Grubach/ Dann Fräulein Bürstner 3. Erste Untersuchung 4. Im leeren Sitzungssaal/ Der Student/ Die Kanzleien 5. Der Prügler 6. Der Onkel/ Leni 7. Advokat/ Fabrikant/ Maler 8. Kaufmann Block/ Kündigung des Advokaten 9. Im Dom 10. Ende Fragmente: B's Freundin Staatsanwalt Zu Elsa Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter Das Haus Fahrt zur Mutter

1. 章配列をめぐる議論の展開⁶

一連の議論の嚆矢となったのは、ベルギーのドイツ文学者ヘルマン・アウテルスプロートが1953年に発表した「カフカの『審判』の構造に寄せて—新しい章配列の試み—」という論文である⁷。彼の批判はまず、プロート版が完成した章と未完成の章とを分けて章構成を行っている点

⁵ なお、本稿で検討する章配列の議論はいずれもプロート版を参照しているため、『審判/訴訟』からの引用を行う際には注4で示したプロート版を用い、本文中に略号Pと頁数で示すこととする。また、本文中でプロート版の章番号に言及する際には、ローマ数字で示している。

⁶ 一連の議論については、明星が以下で大まかにまとめている。明星聖子『新しいカフカ「編集」が変えるテキスト』、慶応義塾大学出版会、2002年、53-58、202-206頁。本稿では、その記述を参考にしながら、各論者がどのような観点から章の並びを考察したか、という点により注目して議論の展開を追っていく。

⁷ Uyttersprot, Zur Struktur von Kafkas „Prozess“, a.a.O., S. 333-376.

に向けられた。プロート版では、草稿として残された多くのテキストが、ストーリーを構成しないものとして排除されている。それに対してアウテルスプロートは、完結したかどうかを問わず、すべての章・断片を含めた新たな章配列を提案した。その際、章の並びを確定するために彼が注目したのは、『審判／訴訟』のテキストの中の時間経過を示す記述や季節を暗示する表現である。アウテルスプロートは、こうした表現を指標とすることで、『審判／訴訟』という物語の時系列を再構成することができると考え、それに基づいて新たな章の並びを提案した。

だが、アウテルスプロートの章配列案には、多くの批判が寄せられた⁸。なかでもマックス・プロートは、当時自身が独占していた作品の草稿の状態を詳述しつつ、そこから推測されるカフカの執筆順に基づいてアウテルスプロートの章配列案を一蹴した⁹。もっともこの批判は、アウテルスプロートの問題提起そのものを退けるには十分ではなかった。なぜなら、プロートが批判のために持ち出した草稿の執筆順というのは、アウテルスプロートの議論とはまったく無関係なものだったからだ。彼の議論の出発点は、各章から読み取れる物語の時系列、つまりテキストの内容に基づいて章配列を構想するというものである。すなわち、そこでは、そのテキストがどのような順番で執筆されたかははじめから問題にされていなかった。結果として、なぜ断片は排除されなければならないのか、どうして完成された章はこのような並びになっているのか、といったプロート版の章配列に対する疑問は、なお検討すべき問題として残された。

表1で次に示したハルトムート・ビンダーは、1976年に出版された『カフカ注釈』の中で、プロート版の章配列に修正を加えている¹⁰。ビンダーの章配列案は、一方では、プロート版では排除されていた断片を盛り込んでおり、アウテルスプロートによるプロート批判を踏まえたものだった。しかしその一方で、彼は、プロートと同様に、草稿が執筆された順番に配慮しながら、それに基づく章構成を行った。一見するとビンダーの章配列案には、プロート版とは異なる点がいくつもある。例えば彼は、「鞭打人」(Der Prügler)の位置変更や、カフカが生前に発表した短編『夢』(„Ein Traum“)を最終章の前に挿入することなどを提案している¹¹。が、それらの変更案も、プロート版の意向から大きくはずれるものではなかった。というのも、こうした修正の可能性については、プロート自身が「あとがき」の中で触れているからだ¹²。つまり、断片を含めた作品の全体像を構想したとはいえ、ビンダーのものは、編集方法という点では、プロート版の方針と大きな違いがあるわけではない。

草稿の状態に重きを置くビンダーに対して、ハンス・エレマは、草稿が執筆された順番は物語内の時系列とは無関係である、というアウテルスプロートの主張を引き継ぎ、新たな章配列を試みた¹³。ただし、エレマに言わせれば、アウテルスプロートの章配列案には彼自身の作品解釈が

⁸ Vgl. Reiss, Hans S.: Eine Neuordnung der Werke Kafkas? In: „Akzente“ 2, 1955, S. 553-555; Kaiser, Gerhard: Franz Kafkas „Prozeß“: Versuch einer Interpretation. In: „Euphorion“ 52, 1958, S. 23-49; Wagenbach, Klaus: Jahreszeiten bei Kafka? In: „Deutsche Vierteljahresschrift für Literaturwissenschaft“ 33, 1959, S. 645-647.

⁹ Brod, Max: Uyttersprot korigiert Kafka. Eine Entgegnung. In: „Forum. Österreichische Monatsblätter für kulturelle Freiheit“ IV/43-44, 1957, S. 264f.

¹⁰ Binder, „Kafka-Kommentar“, a.a.O., S. 160-194.

¹¹ Ebd., S. 163f., 176f.

¹² Vgl. Kafka, „Der Prozeß“, a.a.O., S. 323f.

¹³ Elema, Zur Struktur von Kafkas „Prozeß“, a.a.O., S. 301-322.

大きく投影されており、恣意的な要素がまだ残っていた¹⁴。テキストの中の時間的表現を指標にするというアウトレスプロートの方法を徹底すれば、より客観的な物語の時間構造を抽出することができると考えたエレマは、アウトレスプロートの説を再検討しながら、そこに修正を加えた新たな章配列案を提示した。

だが、エレマの議論も、自らの作品解釈から逃れることはできなかった。なぜなら、後述のように、『審判／訴訟』を構成するテキストの多くは、時間経過や季節を示す指標が存在しなかったからだ。そのため、彼は、そうしたテキストの配置を考える際には、自身が考える『審判／訴訟』のあるべきストーリー展開に基づかざるをえなかった。つまり、物語の時系列そのものが、作品解釈なしには考えられなかったのだ。

それだけでなく、エレマの章配列案は、別の次元においても問題を抱えていた。というのも、彼の議論は、時系列の確定が困難であるということだけでなく、時系列に即して章を並べ直すというその手法そのものに、ある原理的な問題が潜んでいることを自ら明らかにしていたからだ。その意味で、彼の論文は、章配列をめぐる議論そのものの限界を如実に示していた。ただし、この点については、後に詳しく取り上げることにしよう。いずれにせよ、テキストの内容から物語の時系列を抽出し、それに基づいて章配列を構想するという試みは、このエレマの議論をもって大きな壁にぶつかったのだ。

そんな中、1989年にクリスティアン・エシュヴァイラーは新たな章配列案を発表する¹⁵。しかし、彼の議論は、プロートやビンダーのようにカフカの草稿の執筆順に基づくものでもなければ、アウトレスプロートやエレマのようにテキスト内の時間的指標に基づくものでもなかった。エシュヴァイラーは、自らの実存的な作品解釈を根拠に、作品の内的論理を示すものとして『審判／訴訟』の新たな章の並びを構想した。つまり彼は、物語の客観的な時間構造に着目するのではなく、むしろ自らの解釈を前面に出すことによって、新たな章配列を主張したのだ¹⁶。

以上のように、『審判／訴訟』の章配列をめぐる議論は、50年代から80年代まで何度も繰り返され、そのたびに新しい案が提示されてきた。しかし、これらの案に基づいて新たに『審判／訴訟』が出版されることはなく、いずれも仮説の域を超えなかった。当時はまだカフカの草稿へのアクセスが不可能だったために、彼らは、当時刊行されていた唯一のテキストであるプロート版に基づいて議論をせざるをえなかった。つまり、並び替えの対象となった「章」や「断片」という枠組みそのものや、新たな章配列の根拠として引用される「本文」それ自身が、プロート版によって設定されたものだったのだ。その意味で彼らの議論は、プロート版によってプロート版の編集を批判するというかなりアクロバティックなものにならざるをえなかった。

だが、『審判／訴訟』の出版状況は、1990年に大きく変わる。プロート版にかわって、文献学

¹⁴ Ebd., S. 304.

¹⁵ Eschweiler, Zur Kapitelfolge in Franz Kafkas Roman-Fragment „Der Prozeß“, a.a.O., S. 239–251.

¹⁶ エシュヴァイラーは、2005年にその章配列案に基づいて自ら編集した『審判／訴訟』を出版している。だが、興味深いことに、2009年に出版された第二版では、章の順番が1989年と2005年に示されたものと若干異なっている。もっとも、この章配列の変更やそれに関わる解釈について、彼はほとんど説明を行っていない。Vgl. Eschweiler, Christian: „Franz Kafka und sein Roman-Fragment Der Prozess. Neu geordnet, ergänzt, erläutert von Christian Eschweiler“. Weilerswist 2005; Ders.: „Franz Kafka und sein Roman-Fragment Der Prozess. Neu geordnet, ergänzt, erläutert von Christian Eschweiler“. 2. Aufl. Weilerswist 2009.

的な精査を経て新たに編集された学術版カフカ全集が、「批判版カフカ全集」として刊行されたのだ。この批判版『審判／訴訟』の登場によって、これまでの章配列をめぐる議論に対する回答が、実際のテキストとして与えられることとなった。しかし、この批判版の回答は、十分なものとは言い難かった。なぜなら、批判版『審判／訴訟』の構成は、プロート版とほとんど違いがなかったからだ。

まず問題だったのは、「章」と「断片」というカテゴリー分けである。この問題については、先の論考でも論点として取り上げたが、ここでも簡単に説明しておこう¹⁷。批判版は、プロート版と同じように、『審判／訴訟』の草稿群を完成したものと未完のものにそれぞれ分けて編集を行った。そこでは、後者の未完のテキストは、作品の「章」の並びの中には組み込まれずに、「断片」として巻末にまとめて収録されている。「章」か「断片」かの判断の根拠として、編集者マルコム・ベイスリーは、それぞれの草稿の束ね方の違いを挙げている¹⁸。つまり、この分割は、個々のテキストの内容ではなく、あくまでも作家の手による草稿の管理状態に基づいて行われたというわけだ。こうして批判版は、それまでの章配列の議論とは逆行するように、再び草稿の間に完成か未完成かというカテゴリーを導入し、すべての草稿に基づく章配列の構想をはじめから放棄していた。

では、「章」と認められたものの並びはどのように確定されたのか。並びの根拠について、ベイスリーは、次のように説明している。『「章」と名指されたテキスト各部が展開される順番に関しては、ほとんどの場合小説の筋の進行から明らかである』¹⁹。つまり批判版は、章の並びについては、草稿が書かれた順番ではなく、テキストの内容に基づいて判断したというわけだ。しかし、個々の章の位置づけについては、説明はほとんどされていない。唯一、「大聖堂にて」の位置づけと、「断片」についてわずかな言及があるのみである。このように、批判版の章配列は、アウテルスプロートからエシュヴァイラーに至るまでの章配列に関する議論をほとんど無視するようにして確定されていた。

2. 物語の時系列

一連の議論で提示された章配列は、表1からもわかる通り、論者によってばらばらである。なぜ章配列をめぐる議論がここまで複雑なものになってしまっているのか。ここでは、個別の論点には触れずに、この議論全体の特徴を大まかに確認することにしよう。

まず、一連の議論の前提を指摘しておく。先にも言ったように、この議論において章配列の基本的な単位となっているのは、プロート版で設定されている「章」（ないし「断片」）である。つまり、アウテルスプロートからエシュヴァイラーに至るまで、章配列の議論が行っているのは、基本的にはプロート版で示された「章」の並び替えである。

では、この章の並び替えはどのように構想されているのか。多くの議論で章の順番を確定する

¹⁷ 明星、森林、富塚、「『翻訳可能なテキスト』の編集をめぐる諸問題」、前掲論文、151-152頁。なおこの問題については、すでに明星が以下でより詳細な分析を行っている。明星、『新しいカフカ』、前掲書、206-214頁。

¹⁸ Kafka, Franz: „Der Proceß“. Bd. II: Apparat. Hrsg. von Malcolm Pasley. New York/ Frankfurt a. M. 1990, S. 124f.

¹⁹ Ebd., S. 126.

手掛かりとなっているのは、物語の時系列、つまり、物語世界の内部で起こる出来事の順序である。例えば、「最初の審理」が起きるためにはその前に K の「逮捕」がなければいけない、裁判所を再び訪問するためにはその前にすでに一度裁判所を訪れていなければならない、弁護士を解約するためにはその前に弁護士に会っていなければならない、といったように、それぞれの出来事と出来事の間には内容上の前後関係が存在する。また、テキストを注意深く読むと、細かな時間経過に関する表記や、「春」や「冬」といった季節の表記があることがわかる。これらの時間経過や季節の表現も、時系列の判断の重要な指標となっている。こうした内容上・時間上のつながりに着目することで、まず章ごとに描かれている物語内の出来事の時系列が確定され、それに基づいて章の並びが判断されている。

これまでの議論をみると、いくつかの章に関しては、時系列の判断が一致していることがわかる。以下に、その判断が一致している章を表 2 としてまとめた。ただし、この並びは、ある章とある章が直接に連続しているということを必ずしも意味しない。あくまでも、テキストの内容と時間経過に関する表現を加味したうえで確定された、章同士の前後関係のみを示したものであり、その間には後述のように別の章ないし断片が入ることがある。そこで、他の章・断片が挿入される可能性のある空白を①～⑩として合わせて記載する。

表 2 時系列の確定が可能な章
出所：筆者作成

① 「逮捕／グルーバッフ夫人との対話／ついでビュルストナー嬢」 (Verhaftung / Gespräch mit Frau Grubach / Dann Fräulein Bürstner)
② 「ビュルストナー嬢の友だち」 (Die Freundin des Fräulein Bürstner)
③ 「最初の審理」 (Erste Untersuchung)
④ 「ひとけのない法廷／学生／裁判所事務局」 (Im leeren Sitzungssaal / Der Student / Die Kanzleien)
⑤ 「叔父／レーニ」 (Der Onkel / Leni) 「ある断片」 (Ein Fragment)
⑥ 「弁護士／工場主／画家」 (Advokat / Fabrikant / Maler)
⑦ 「商人ブロック／弁護士解約」 (Kaufmann Block / Kündigung des Advokaten)
⑧ 「その建物」 (Das Haus)
⑨ 「母のもとへ」 (Fahrt zur Mutter)
⑩ 「終わり」 (Ein Ende)

この表 2 からは、『審判／訴訟』のテキストから出来事の時系列を確定しようとする、前後関係が確かなのは、プロート版や批判版（とそれに基づく邦訳）が示したものよりもずっと少なくなるということがわかる。

表 2 に含まれていないのは、プロート版でいう V 章「鞭打人」と IX 章「大聖堂にて」(Im Dom)、未完成とされている「検事」(Staatsanwalt)、「エルザのもとへ」(Zu Elsa)、「支店長代理との戦い」(Kampf mit dem Direktor-Stellvertreter) である。これらの位置づけについては、論者によって意見が分かれている。なぜ、位置づけの確定が困難なのか。それは、これらの章では、上で指摘したような内容上のつながりや時間経過といった前後関係を示すような指標

が乏しいからである。例えば、「鞭打人」、「エルザのもとへ」、「支店長代理との戦い」では、明確な日づけも、季節を暗示するような表現も記述されていない²⁰。もちろん、これらのテキストは、内容的には「最初の審理」あるいは「ひとけのない法廷／学生／裁判事務局」で描かれる出来事を前提にしており、これらの章より後に配置されるものと判断することができる²¹。しかし、それ以上の位置の確定は不可能である。

3. 入れ替え可能なテキストとしての「大聖堂にて」

しかし、上に示した表2で驚くべきは、時系列が判断可能な章の中に「大聖堂にて」が含まれていないことだろう。これまでの章配列の議論で最も問題になったのは、まさにこの章の位置づけである。その位置づけについては、これまで以下の三つの可能性が指摘されてきた。

- (A) 「弁護士／工場主／画家」 — 「商人ブロック／弁護士解約」 — 「大聖堂にて」
- (B) 「大聖堂にて」 — 「弁護士／工場主／画家」 — 「商人ブロック／弁護士解約」
- (C) 「弁護士／工場主／画家」 — 「大聖堂にて」 — 「商人ブロック／弁護士解約」

「大聖堂にて」をめぐる議論には、単なる時系列の問題だけでなく、各論者の作品解釈そのものが大きく反映されている。例えば、聖職者やタイトレリといった登場人物が物語上どのような役割を担っているのか、訴訟に対するKの態度や職場でのKの状況が作品の中でどのように変化しているのか、など、作品の解釈にまで踏み込んだ様々な分析がそこでは行われている。だが、こと時系列の判断については、多くの議論は共通してテキストのある箇所を根拠として取り上げている。ここでは個々の論者の詳細な分析に踏み込むことはせず、あくまでも時系列の判断に関連する論点に限定して、「大聖堂にて」の位置づけをめぐる議論の大筋を追ってこよう。

まずは、一般に普及している『審判／訴訟』で採用されている(A)の配列がどのような根拠に基づいているかを確認しよう。批判版は、「大聖堂にて」に限っては、その配置の根拠をわず

²⁰ 「鞭打人」では「続いて幾日か経った日のある晩 (an einem der nächsten Abende)」(P 103)、「エルザのもとへ」では「ある日 (eines Tages)」(P 275)、「支店長代理との戦い」では「ある朝 (eines Morgens)」(P 296) という記述のみがなされている。

²¹ 例えば、「鞭打人」では、鞭の罰を受ける監視人フランツとヴィレムが「最初の審理」でKが行った演説に言及する場面が登場しており(P104)、「最初の審理」の内容を前提としていることがわかる(Vgl. Uyttersprot, Zur Struktur von Kafkas „Prozess“, a.a.O., S. 335)。同様に、「エルザのもとへ」では、冒頭で裁判所からの電話を無視するKの姿が描かれており(P275)、「最初の審理」の冒頭部分の記述(P44)を前提にしている(Vgl. Elema, Zur Struktur von Kafkas „Prozess“, a.a.O., S. 309)。また、「支店長代理との戦い」で描かれる支店長代理とKの対立関係も、「最初の審理」の冒頭で触れられた二人の関係を前提にしたものであると思われる(P45f)。だが、このことからこれらの時系列的な位置づけを確定することは不可能である。まず「鞭打人」と「支店長代理との戦い」について言えば、時間的指標の記述が乏しいため、「最初の審理」よりも後の箇所であれば、いずれも時系列上の矛盾は生じない。それゆえ、空白④から⑩であれば、いずれの箇所においても挿入することが可能である。では、「エルザのもとへ」はどうか。「ひとけのない法廷／学生／裁判事務局」では、「最初の審理」の「次の週のあいだ」に裁判所からの通知が来ず、次の日曜日に再び裁判所を訪れるKの様子が描かれている(P64)。それに対して「エルザのもとへ」で描かれるのは、「ある日」来た裁判所の通知を無視するKの姿である(P275)。もし「エルザのもとへ」を「最初の審理」と「ひとけのない法廷／学生／裁判事務局」の間に置いてしまうと、通知が来ないという「ひとけのない法廷／学生／裁判事務局」の記述に矛盾が生じてしまう。それゆえ、時系列に基づいた場合、「エルザのもとへ」は「ひとけのない法廷」よりも後に置く方が適切であると考えられる。だが、それ以上の確定は、他二つのテキストと同じ理由から、困難である。したがって、「エルザのもとへ」は、空白⑤から⑩までであれば挿入可能となる。以上をまとめれば、「鞭打人」と「支店長代理との戦い」は空白④から⑩、「エルザのもとへ」は空白⑤から⑩までならどこでも挿入可能であるといえるだろう。

ながら論じている²²。ペイスリーによれば、「大聖堂にて」が「弁護士／工場主／画家」と「商人ブロック／弁護士解約」よりも後の事象を描いた章であることは、訴訟の状況と「請願書 (Eingabe)」に関する聖職者と K の次のようなやり取りから推測することができる²³。

「きみの訴訟はうまくいっていないようだな？」と聖職者は尋ねた。「ぼくにもそう見えません」と K は言った。「いろいろ努力はしたんですが、これまでのところ成果はありません。もっとも請願書はまだ完成させていませんが。」 (P 252)

この会話に登場する「請願書」は、「弁護士／工場主／画家」にも言及がある。「弁護士／工場主／画家」でヨーゼフ・K は、一向に仕事を進めず数か月たっても「最初の請願書」を完成させない弁護士にしぶれを切らし、彼を解約し、「請願書」を自ら執筆することを決心する (P 153f)。ペイスリーによれば、上の引用の K の発言は、すでに弁護士を解約し、自ら「請願書」の執筆を行っていることを説明しているものである。そのため、「大聖堂にて」は、「請願書」の起草を決心した「弁護士／工場主／画家」と、実際に弁護士に解約を伝える「商人ブロック／弁護士解約」よりも後に置かれなければならない。

しかし、この説明はそれほど説得的なものなのだろうか。例えば、アウテルスプロートは、(A) とは異なる章配列案として、「大聖堂にて」を「弁護士／工場主／画家」よりも前に置く (B) 案を提唱していた²⁴。この位置変更を主張する際にアウテルスプロートは、上で引用した「請願書」に関する K の発言についても言及を行っている²⁵。彼によれば、「大聖堂にて」を「弁護士／工場主／画家」の前に置いたとしても、この K の発言に矛盾は生じない。というのも、K が意味している「請願書」がどの「請願書」なのか、ここだけでは判断がつかないからだ。「弁護士／工場主／画家」の記述からわかるのは、数か月もかけているのに弁護士がいまだに「最初の請願書」を完成させず、それにしぶれを切らして K が自ら書こうと思いついたということである。つまり、「請願書」と一口にいても、数か月前から弁護士が書いているものと、K がこれから書こうとしているものの二つの可能性が存在する。であれば、上の会話で K が聖職者に伝えているのは、必ずしも K 自身が書いている「請願書」とは限らない。弁護士に依頼している「請願書」がまだ完成していない、という意味にも取ることが可能である。このようにしてアウテルスプロートは、「大聖堂にて」を「弁護士／工場主／画家」の前に配置したとしても大きな矛盾は生じないと考えた。

では、アウテルスプロートは自身の章配列をどのように確定したのであるか。彼が根拠として注目するのは、テキスト中の季節の表記である。彼によれば、テキストの記述に従えば、「大聖堂にて」の季節は「秋」と確定することができる²⁶。それに対して「弁護士／工場主／画家」は

²² Kafka, „Der Proceß“. Bd. II: Apparat, a.a.O., S. 127.

²³ ハルトムート・ビンダーも、「大聖堂にて」の位置づけの根拠として同様の箇所を取り上げている Vgl. Binder, „Kafka-Kommentar“, a.a.O., S. 16.

²⁴ Uyttersprot, Zur Struktur von Kafkas „Der Prozess“, a.a.O., S. 358-374.

²⁵ Ebd., S. 357f.

²⁶ 「ちょうど真っ盛りのこの雨がちな秋の天候」 (P 238)

「冬」である²⁷。ゆえに、通常の季節の順序を考えれば、「大聖堂にて」は「弁護士／工場主／画家」よりも前に来なければならない。こうして彼は、プロット版の「大聖堂にて」の位置づけに大きな変更を迫った。

もともと、こうしたアウテルスプロットの配列案にも問題がないわけではない。というのも、彼に対する多くの批判が指摘していたように、季節の記述は、「大聖堂にて」の位置づけを判断する指標としては不十分なものだからだ²⁸。アウテルスプロットは、「弁護士／工場主／画家」の季節を「冬」と断定していたが、この章にはある登場人物が「秋」と発言する場面も描かれている（P 162）。そのため、「弁護士／工場主／画家」の季節は、テキストの記述からは「秋」か「冬」かははっきりと判断することはできない。つまり、季節の記述だけでは、「大聖堂にて」を「弁護士／工場主／画家」の前に配置することの積極的な理由にはならないというわけだ。

アウテルスプロットの説に対して、エレマは、上述の聖職者と K の会話を再検討することで「大聖堂にて」の位置づけの修正を試みている²⁹。彼の説明は次のようなものだ。この会話の中で K は、自身の訴訟の状況が良くないこと、彼がしてきた「努力 (Mühe)」も成果をあげていないことを聖職者に伝えている。エレマによれば、もし「大聖堂にて」が「弁護士／工場主／画家」の前に置かれた場合、この K の発言は不自然なものになってしまう。なぜなら、それ以前の章、つまり物語の前半部では、K は訴訟の状況について真剣に考えることもなく、訴訟のための「努力」などほとんどしていないからである。エレマに言わせれば、むしろ前半部で目立つのは、訴訟に対する K の消極的な態度である。その一方で、「弁護士／工場主／画家」の冒頭では、訴訟のことで頭を悩ませる K の姿が描かれている（P 137）。この章で K は、弁護士の解約や「請願書」の執筆を決意するなど、訴訟に対して積極的に取り組もうとしている。このことからエレマは、「大聖堂にて」での K の発言は、「弁護士／工場主／画家」の内容を前提にしたものだとは主張し、アウテルスプロットの案を批判した。

では、「大聖堂にて」は、プロット版や批判版のように、「商人ブロック／弁護士解約」の後に配置されるべきなのか。エレマによれば、それも正しくない。なぜなら、この位置づけでは、上の K の発言とはまた別に、不自然な場面が生じてしまうからである³⁰。「大聖堂にて」では、レーニから K に電話がかかってくる場面が描かれている（P 243f.）。しかし、「商人ブロック／弁護士解約」でヨーゼフ・K は、弁護士との契約を解除し、それによってレーニとの付き合いもやめようと考えている（P 219）。もし「商人ブロック／弁護士解約」の後に「大聖堂にて」が置かれれば、K は、付き合いを解消したはずのレーニとまだ関係を続けていることになってしまう。以上の理由から、エレマは、「大聖堂にて」を「弁護士／工場主／画家」と「商人ブロック／弁護士解約」の間に配置するという（C）案を新たに提唱した。

だが、こうしたエレマの議論にも問題がないわけではない。彼が根拠の一つとして取り上げているのは、聖職者に対する K の発言である。エレマの主張を簡単に言ってしまうと、「大聖堂に

²⁷ 「ある冬の午前——外では陰鬱な光のなか雪が降っていた」、「こんな冬の午前のように」（P 137, 152）

²⁸ その代表的な例として以下参照。Kaiser, Franz Kafkas „Prozeß“, a.a.O., S. 46.

²⁹ Elema, Zur Struktur von Kafkas „Prozess“, a.a.O., S. 316f.

³⁰ Ebd., S. 318.

て」を「弁護士／工場主／画家」の前に置いてしまうと、ここでの K の発言が嘘になってしまうから不自然だ、というものである。しかし、はたしてこれは時系列の判断として適切だろうか。なぜ K が嘘をついていないと判断することができるのか。問題になっている発言の前後を読むと、「大聖堂にて」で K が聖職者に対する態度は、素直なものとは言い難い。例えば、聖職者に突然話しかけられた K は、彼の言葉に対しそっけない態度を取り、最後には手に持ったアルバムを「乱暴に」投げつけ (P252)、件の発言の後の会話では、聖職者に不用意な発言をしてしまい、謝罪までしている (P253f.)。こうした K の言動には、聖職者という人物が自身の役に立つかどうかを品定めしているような態度がすけてみえる (P254)。このような記述を踏まれば、たとえ K が、聖職者に向かって訴訟のための「努力」や「請願書」について発言したとしても、それが事実に即したものであるかどうかを判断することは難しいのではないだろうか。

さらに、エレマがもう一つの根拠として挙げているレーニとの関係も、時系列の根拠としては弱い。そもそも「商人ブロック／弁護士解約」は物語の途中で終わっている未完の章である。この章から読者が判断できるのは、K が弁護士やレーニとの訣別を決意しているということだけである。つまり、本当に K が弁護士の解約に成功したのか、あるいは弁護士の解約後もレーニとのつきあいは継続されたのかなど、弁護士とレーニに対する K の関係の顛末をこのテキストから読み取ることはできない。そのため、たとえ「大聖堂にて」にレーニが登場しても、時系列上の決定的な矛盾とはいふことはできない。

ここまでの議論をまとめよう。「大聖堂にて」の時系列上の位置づけを判断するための主な根拠として挙げられているのは、以下の三点である。(1) 聖職者に対する K の発言、(2) 季節、(3) レーニからの電話。しかし、いずれも時系列を判断するための積極的な根拠にはなりえない。なぜなら、上で指摘したように、いずれの根拠においても不確定な要素が残されているため、いかようにも解釈が可能だからだ。つまり、「大聖堂にて」という章を、「弁護士／工場主／画家」の前に置くべきか、「商人ブロック／弁護士解約」の後に置くべきか、あるいはその間に置くべきか、というのは、論者の解釈次第であり、確定不可能だということだ。だが、このことは逆に言えば、(A)、(B)、(C) のいずれにおいても、時系列上の決定的な矛盾が生じないということの意味している。すなわち、「大聖堂にて」は、複数の配列の可能性が想定できる、入れ替え可能なテキストとして位置づけざるを得ないのである。

4. 「検事」の位置づけ

さて、ここまで本論では、章配列の議論を迫いながら、時系列の判断が困難なテキストについて論じてきた。が、そこでは一つのテキストについて言及を避けてきた。それは、「検事」というテキストである。このテキストの位置づけについては、「大聖堂にて」と同様に、論者によって様々な案が提示されてきた。しかし、この「検事」の問題は、単に時系列の判断が困難であるということにあるわけではない。むしろ、このテキストの扱いを複雑しているのは、章配列の議論の前提そのものを揺るがすような厄介な要素を含んでいるためである。どういうことか。

「検事」には、「約二年前 (etwa vor zwei Jahren)」に K は母を訪ねた、という記述がある。こ

これは、Kの30歳の誕生日からみて「約二年前」の時点を指している。つまり、「検事」で描かれるのは、『審判／訴訟』の物語の始まりであるKの逮捕の日からみて「約二年前」の時点の出来事である。こうしてみると、「検事」の時系列上の位置づけは簡単に判断することができる。だが、これには問題がある。というのも、この判断に従って物語の時系列に沿うように並べれば、この「検事」は、「逮捕／グルーバツハ夫人との対話／ついでビュルストナー嬢」よりも前に置かれなければならないからだ。

事実、アウテルスプロートの章配列案では、時系列上の順番を踏まえて、「検事」は『審判／訴訟』の最初の章として位置づけられている³¹。しかし、他の多くの論者は、アウテルスプロートとは異なり、それぞれ作品の途中に配置することを提案している。その根拠は論者によって様々だが、基本的な考え方は一致している。彼らは、このテキストを、あくまでもKの過去を回顧して語った挿入的なエピソードとして例外的に処理することによって、「逮捕」の前に置くことを回避している。

最も典型的なのは、ハンス・エレマである。彼は、この「検事」が逮捕以前のKを描いたものであることを認めたくて、「叔父／レーニ」の直前に配置することを提案している³²。彼によれば、たとえその内容が過去のものであったとしても、このテキストをアウテルスプロートのように物語の先頭に置く必要はなく、物語の途中に挿入したとしても問題はない。なぜなら、物語世界内の時間的順序と語りの順序は必ずしも一致する必要がないからである。

ここでエレマが指摘しているのは、物語論の領域で長らく中心的に扱われてきた問題の一つ、語られる時間と語りの時間の区別である³³。両者をどのような概念によって名指すかは、論者によって様々だが、例えばジェラルド・ジュネットは、前者を「物語内容 (histoire)」の時間、後者を「物語言説 (récit)」の時間と呼び、「順序」、「持続」、「頻度」という三つの範疇によって両者の関係に関する体系的な説明を行っている³⁴。エレマの指摘との関連でいえば、この問題はジュネットがいう「順序」の範疇と密接に関わっている。物語内容において生起する出来事は、それが生起する時間的順序に一致するように語られるだけではない。過去の出来事を後から語る場合や、未来の出来事を先に語る場合など、物語内容の順序と物語言説の順序が一致しないことはしばしば起こる。これをジュネットは物語の「錯時法 (anachronic)」と呼び、その様々なパターンを分析している³⁵。

これ以上の記述は本論の目的とは逸れるため、再びエレマの議論に戻ろう。いずれにせよ、上述のエレマの指摘は重要である。これまで取り上げてきた章配列の議論では、章の並びを考える際に、物語の時系列だけを問題にしてきた。つまり、それぞれの章の位置づけで根拠とされているのは、『審判／訴訟』という物語世界の中でそれぞれの事象がどのような順番で生起するか、という物語内の出来事の前後関係である。それに対してエレマは、この「検事」の位置づけにつ

³¹ Uyttersprot, Zur Struktur von Kafkas „Der Prozess“, a.a.O., S. 342ff.

³² Elema, Zur Struktur von Kafkas „Prozess“, S. 310-312.

³³ この問題に関する概説として以下参照。オニール、パトリック『言説のフィクション ポスト・モダンのナラトロジー』遠藤健一訳、松柏社、2001年、61-67頁。

³⁴ ジュネット、ジェラルド『物語のディスコース』花輪光・和泉涼一訳、書肆風の薔薇、1985年。

³⁵ 同上、27-92頁参照。

いては、物語内容の順序とは別に、物語言説の順序から考察しているのである。

しかし、このような処理は、物語の時系列に沿って章を並べるといふ章配列の試みの前提そのものを崩しかねない。なぜなら、上のエレマの論理は、「検事」だけでなくすべての章・断片に適用しうるからである。事実、彼の論文は、章配列の議論をはじめに於いて、まず、物語内容の時間と物語言説の時間が必ずしも一致しないという指摘から出発している。そこで彼ははっきりと、物語をどのような順番で語るのかは語り手次第であり、『審判／訴訟』の場合でも季節に沿った順序で語り展開していくかどうかは絶対的なものではない、と指摘している³⁶。すなわち、このエレマの指摘に従えば、細かな日にちの経過であれ季節の移り変わりであれ、物語世界内の時間経過がたとえ確定できたとしても、それ自身が章の並びを決定するわけではないということになる。だが、こうした認識を示しているにもかかわらず、エレマは、先にも述べた通り、アウテルスプロットの方法を引き継ぎ、あくまでも時系列に即した章配列の考察を行い、「検事」においてのみ語りの時間を含めた位置づけを提示している。どうして「検事」においてのみ例外的な処置が可能なのか、なぜ他の章においては語りの順序の問題を無視することができるのか。これらについてエレマは、説得的な理由を提示できていない。

こうしたエレマの身振りは、章配列の議論がある限定的な前提のもとで成立しているということを実に示してしまっている。その前提とは、語られた出来事の順番とそれを語る順番とはほとんど一致しており、それに従って章を並べることができる、というものだ。つまり、ここでは、『審判／訴訟』はKの逮捕から始まり、処刑という結末に至るまでの過程を時系列に沿って描いたものである、という想定のもとで章配列の判断がなされているのだ。だが、この「検事」というテキストを前にしたとき、こうした議論は、その前提を崩さざるをえなくなってしまう。

おわりに

以上のように、『審判／訴訟』の章配列の議論は、多くの困難と限界を抱えている。その意味で、確かに、『審判／訴訟』の章配列を確定することは不可能である。唯一の解答は存在しない。なぜなら、章配列の判断において最終的な根拠となっているのは、どのような時間的順序で物語が進んでいくのか、ではなく、どのような物語として読むべきか、というそれぞれの論者の作品解釈だからだ。だが、それは、これまでの章配列の議論が完全に無意味であったことを意味しない。解釈によって様々な読み方の順番がありうる、ということは、逆に言えば、読み方の順番を変更することでその都度新たな作品の読みの可能性が生まれうるということでもある。

しかし、プロット版や批判版は、あたかもこうした問題が存在しないかのように、作品の形をきれいに整えてしまっている。それは、章配列の議論によって示されてきた多様な作品の読み方そのものを消し去る行為である。他方で、写真版は、章を並べるといふことそのものを放棄し、一切を読者の手に委ねた。だが、それは問題の回避でしかない。なぜなら、本稿でも確認したよ

³⁶ Elema, Zur Struktur von Kafkas „Prozess“, a.a.O., S. 302.

うに、『審判／訴訟』は完全に無秩序なテキストというわけでもないからだ。一方では、物語の時系列が確定可能なテキストが存在し、他方では、確定不可能であるがゆえに様々な挿入可能なテキストが存在する。

つまり、『審判／訴訟』というテキストの問題は、まったく並べられないということではなく、たとえ時系列の構造を捉えたとしても、そのあいだに無数に組み換え可能なパターンが存在してしまうということだ。この組み換えのパターンを視覚的に示すために、これまでの章配列の議論を参考に、表3を作成した³⁷。これは、時系列から確定される章の順番(表2)に加えて、それぞれの章の間に挿入可能なテキストを合わせて提示しているものである。表では空白①～⑩に入りうる章を右側に記載した。また、この空白に入りうるものの順番も入れ替え可能であり、表内の記載順は特に意味を持たない。この表はあくまでも暫定的なものに過ぎないが、これだけみても、様々な組み換えのパターンがあることがわかる。言い換えれば、それは、現在一般に普及している『審判／訴訟』が示しているものとは異なる読みの順番の可能性が、無数にありうるということである。

現在私たちのプロジェクトでは、この組み換えの複数性そのものをいかに編集の次元に落とし込むかという問題に取り組んでいる。冒頭でも述べたように、私たちのプロジェクトが目指しているのは、カフカの創作プロセスそのものを楽しめるような編集である。そこでは、「作品」という全体の構造だけでなく、「章」という個々の枠すらも取り払われる。だが、単にそうした枠組みを破壊するだけでなく、同時に、生成過程を提示するテキストから「作品」としての形をある程度再構成できるような工夫を編集として施すことを検討している。ただしそれは、プロート版や批判版が行ったような単一の章配列の提示ではなく、読者によって複数の読み替えが可能となるようなものでなければならない。それをどのように示すのか。表として提示するのか、注釈によって説明を行うのか、それともテキストそのものに何らかの操作を施すのか。これらの提示方法については、新たな編集の課題として今後検討していくつもりである。

³⁷ 時系列の判断が困難な章の配置について説明しておく。まず、本文でも指摘したように、「鞭打人」、「エルザのもとへ」、「支店長代理との戦い」は、時系列を示すような指標がほとんどない。ただし、内容的には、「鞭打人」と「支店長代理との戦い」は「最初の審理」を、そして「エルザのもとへ」は「最初の審理」と「ひとけのない法廷／学生／裁判事務局」を前提としているため、それぞれ空白④以降、空白⑤以降の箇所に入るものとした。また、「検事」の位置づけについては、一連の章配列の議論のように例外的な判断を行い、空白①から⑦までと設定してある。ここで空白⑦までとしたのは、「検事」の「約2年前」という記述に基づいている。「約2年前」という表記が指す時間の範囲をどのように判断するかは、様々な考え方があろうが、ここでは「2年半」までを最大の範囲として設定した。つまり、Kの30歳の誕生日から半年ほどまでの期間であれば、「約2年半」という時間の幅を超えないものとしている。「商人ブロック／弁護士解約」には、商人ブロックの口から、Kの訴訟が「半年」のものであるという発言がなされている(P211)。この発言から、この章がKの誕生日から「半年」経った時点の出来事を描いたものであるということが推測される。このことから、「商人ブロック／弁護士解約」の前まで、つまり空白⑦までならば、「約2年前」の範囲に収まるだろうと判断した。なお、「大聖堂にて」については、上述の議論で空白⑥、⑦、⑧の可能性を指摘したが、それに加えて空白⑩も可能性として提示している。「大聖堂にて」と「その建物」の間には内容上の関連はなく、両者の順番を入れ替えても時系列に矛盾が発生しないためである。ただし、「母のもとへ」は、明らかにKの誕生日の「二週間前」との記述があるため、「大聖堂にて」がこの章の後の空白⑩に来ることはあり得ない。よって、「大聖堂にて」は空白⑥から⑨に挿入可能なものとして示した。

表3 時系列が確定している章と入れ替えが可能な章
出所：筆者作成

①	「検事」			
	「逮捕／グルーパー夫人との対話／ついでビュルストナー嬢」			
②	「検事」			
	「ビュルストナー嬢の友だち」			
③	「検事」			
	「最初の審理」			
④	「検事」	「支店長代理との戦い」		
	「ひとけのない法廷／学生／裁判所事務局」			
⑤	「検事」	「鞭打人」	「エルザのもとへ」	
	「叔父／レーニ」 「ある断片」			
⑥	「検事」	「鞭打人」	「支店長代理との戦い」	「大聖堂にて」
	「弁護士／工場主／画家」			
⑦	「検事」	「鞭打人」	「支店長代理との戦い」	「大聖堂にて」
	「商人ブロック／弁護士解約」			
⑧		「鞭打人」	「支店長代理との戦い」	「大聖堂にて」
	「その建物」			
⑨		「鞭打人」	「支店長代理との戦い」	「大聖堂にて」
	「母のもとへ」			
⑩		「鞭打人」	「支店長代理との戦い」	「大聖堂にて」
	「終わり」			